

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

〔紹介〕 ニコラス・ホプキンソン 「新しい世界無秩序における国際連合」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 1994-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2161

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



〔紹介〕ニコラス・ホプキンソン

『新しい世界無秩序における国際連合』

家 正 治

I

1945年6月26日、サンフランシスコで署名された国連憲章は国際法の重要な法源の一つとしての位置を占めている。1919年の国際連盟規約、ついで1928年の不戦条約と展開する戦争の違法化の系譜は、国連憲章へとさらに発展する。憲章第2条4項の規定する「武力による威嚇又は武力の行使」の禁止は、近代国際法と対比される現代国際法の最も大きな特徴の一つをなしている。また、憲章の前文や国連の目的を定める第1条をはじめ憲章のあちこちで強調されている「人権と基本的自由」の尊重は、その後展開する人権の国際的保障の出発点をなすものである。さらに、第2次世界大戦後の国際社会における最大の構造変化の一つは非植民地化(decolonization)であり、その過程の中で人民(民族)自決権が実定国際法上の権利として承認されたが、承認に向けての手がかりを与えたのが、憲章第1条2項(第55条も)の「人民の同権及び自決の原則」の規定であった。そして、国連は戦後の国際秩序を維持する法的テクニックとして構想されていた。

ところで、国連は人権や非植民地化などの分野で大きな成果を上げたものの、冷戦という力の対決の中で安全保障の面では十分な活動が見られなかった。しかし、いわゆる冷戦終息にともなって「国連の変容」が問題となっている。とりわけ、平和維持活動(PKO)や強制措置が頻繁に使用され、PKOは量的拡大だけではなく質的にもその性格を変えている。

このような国連の変化の中で、その現状を危惧する声が上がるのは当然のことであった。例えば、1992年9月にインドネシアのジャカルタで開催された第10回非同盟諸国首脳会議の最終文書は、冷戦終結後の新国際秩序の構築における非同盟諸国の役割や南南協力の必要性と共に国連の再編、再活性化、民主化について強調していることに注目される。最終文書は、「国家・政府首脳たちは、安全保障理事会には、新たな協力の精神が広がっており、そのことが、若干のもっとも死活的で複雑な問題で、安全保障理事会が一連の全会一致の立場をとることを可能にしたことに留意した。しかし、彼らは、一部の国が同理事会を支配し、同理事会が、強者が弱者に意志を押しつける道具になりかねない傾向についての懸念を表明し、すべての民族と国家が、大小、強弱、貧富を問わず、完全な独立と国際関係における主権の平等の権利をもっていることを再確認した⁽¹⁾」と述べている。そして、安全保障理事会の改組のための具体的な提言を行っている。

国連は、過去3回にわたって憲章の改正を行っている。一つは、1963年の第18回総会が可決した安全保障理事会の拡大とそれにとまなう同理事会の表決に必要な票数の変更である。また、経済社会理事会の構成を増加させている。二つは、1965年の憲章再検討のための一般会議召集に必要な安全保障理事会の賛成投票の増大であり、1963年の改正の際にいわば見落とされていたものである。三つは、1970年の経済社会理事会の議席の更なる増大である。

ところで、1992年12月に採択された総会決議47/62に基づいた主要国の安全保障理事会の改革に関する意見書が出そろった。また、1994年9月27日の総会に出席した河野洋平副総理・外相は、「わが国は、憲法が禁ずる武力の行使は致しません」と述べると共に、「多くの国々の賛同を得て、安保理常任理事国として責任を果たす用意があることを表明いたします」と常任理事国入りに関する意見表明を行っている。

(1) 『世界政治』1992. 10. 下, 参照。

一方、1980年代後半以降、学界をはじめとする民間レベルにおいても国連改革論議が高まっており、多くの改革のための提案も出されている⁽²⁾。もっとも、現在国連総会で議論されたその舞台裏で駆け引きが行われているのは安全保障理事会の改革が中心になっているが、これらは安全保障理事会だけにとどまらず国連全体の改組に及んでいる。本小稿で紹介する内容もその一つである。

本冊子、Nicholas Hopkinson, *The United Nations in the New World Disorder*, Wilton Park Paper 75, London: HMSO, 1993, Pp. 41. は、1993年5月24～28日に「国際連合一新世界秩序における新しい役割」のテーマの下に開催されたWilton Park会議に基づく報告である。Wilton Parkは、国際理解の英国の貢献として英国のForeign and Commonwealth Officeより一部財政援助を得ているが、会議の題目の決定や発表者・参加者の選択に同機関は自由を有している。Wilton Park会議は種々の国々の異なった職業の影響力のある立場にある人々を招請して、国際関係の大きな問題を審議している。また、Wilton Park Paperのシリーズは、事実上それらの会議の報告書であるが、著者の会議についての個人的な解釈・見解に基づくものである。なお、ニューヨークのTwentieth Century Fundとの共催で開催された1993年の同会議には、68人が参加し、日本からは前国連大使、波多野敬雄氏が出席している。

本冊子の構成は、①序論、②安全保障理事会における冷戦後のコンセンサス、③主権国家の国内事項への干渉はいつ正当化しうるか、④主要な加盟国、⑤国連システムの改革、⑥1990年代の重要問題、⑦結論、となっている。以下は筆者の関心箇所を中心に紹介し、若干の感想を付すものである。

(2) 例えば、財団法人佐藤栄作記念国連大学協賛財団編『国連を改造する——国連機能の強化についての考察と提言』世界の動き社、1986年；アメリカ合衆国国際連合協会、『新たなビジョン：明日の国連——国際連合の運営および政策決定に関するプロジェクト』日本国際連合協会、1988年；モーリス・ベルトラン、横田洋三監訳『国連再生のシナリオ』国際書院、1991年参照。

II

「序論」では以下のように論じている。冷戦の終結は、超大国の協力という新しい時代を迎えることにより、二極世界の終焉はまた明確は画定されたイデオロギーと利害の世界の終焉を意味している。今日の世界はあいまい性の世界であり、その中で各国は自己の位置を再評価しなければならない。今日、国連はもはや安全保障理事会での拒否権によって無力なものとされており、1990年の決議678により安全保障理事会は初めて侵略者に対して武力の行使を承認した。湾岸戦争以来生じていることは、「新しい世界無秩序」(New World Disorder)という記述が一層ふさわしいものであることを示している。しかし、冷戦後のコンセンサスは限界を有しており、安全保障理事会はなお侵略に対して速やかに断固として行動することができない。地域的機構も現在新しい世界無秩序を処理するように準備さえ整えられていない。現在までのところ、軍事力を実効的に動員できる唯一の機構は国連である。本報告書は、(1)国連を強化している大国の新しいコンセンサス、(2)主権について変化している観念は国連が活動する国際的情況をどのように変更させているか、(3)国連システムの改革のための圧力、そして(4)国連が当面している重要問題、を調査するものである。

「安全保障理事会における冷戦後のコンセンサス」では次のように記している。国連が国際問題で大きな役割を果たすその範囲は、主として旧ソ連の恒常的な拒否権行使の終焉に基づいている。1990年代初頭以降、常任理事国間のコンセンサスにより、安全保障理事会は以前では不可能と考えられていた決定を行うことが可能となっている。安全保障理事会は、正式なものであれ舞台裏のものであれ、ほとんど常に協議とコンセンサスで作業を行っている。通常、全常任理事国のコンセンサスが得られるまでその努力が続けられる。冷戦後、安全保障理事会での重要な実質問題では、国連は、大抵の場合、仲介、市民の保護、現地への軍隊派遣、制裁、集団安全保障の下に侵略者に対する武力行使の認可、のような行動をなさなければならなかった。安全保

障理事会は、憲章第7章の下で取り得る最も強力な決定により、世界の執行機関(world executive authority)と世界の警察官(global policeman)の役割の地位に置かせているのである。

「主権国家の国内事項への干渉はいつ正当化しうるか」の箇所では次のように述べている。新しい世界無秩序によってもたらされた最大の変化の一つは、主権国家の国内事項に介入する新しく登場した権利である。憲章や以前の文書の不干渉アプローチは第2次世界大戦後の国家の行動に指針を与え、また1950年代と1960年代に植民地支配を脱した諸国が登場することにより、さらに不干渉主義アプローチは強化された。しかし、新しい世界無秩序時代において、国内事項と国際事項の境界は一層ぼやけたものとなっている。北部イラク、ソマリア、リベリアおよび旧ユーゴへの介入の支持に示されるように、人道的理由に基づく介入支持という国際世論における基本的な変化が存在する。当該国家の合意があろうとなかろうと、今日ではそのような介入(access)は国家の国内事項への干渉として解することはできない。国際社会(international community)が介入する権利を有するかそれとも干渉すべきかどうかは問題ではなく、如何にしてまたどのようにして行うかが問題である。したがって、主権国家の国内事項への人道的理由に基づく介入は、地域的枠組であれ国連枠組であれ正当化しうるものである。しかし、それは大国の自己の政治的・軍事的目的の達成のための方策にすぎないと介入に強く反対する意見がなお存在する。しかし、これは介入目的を厳格な人道的目的に限定することにより、また任務が国連もしくは地域的機関の下に遂行されることにより、達成されうる。

介入と国家主権とのバランスを見出す必要を考慮して、以下の枠組の下で行われる場合、その介入は正当化しうるものである。

- (1) それが国連によってまたはその委任に基づきおよびその権威と調整の下に、ならびに／または当該国家が属する地域的機構によって行われるべきである。

- (2) 当該地域の機構が遂行する場合、安全保障理事会との協議が先行されるべきである。
- (3) 政府機構が完全に欠除している場合また全体として住民の生命と福祉が脅かされるような人道上の重大性が存在する場合に行われるべきである。
- (4) 是正しようとする事態が引き起こしているものよりも大きな損失・損害を生じさせるべきでないとの意味で、均衡のとれたものであるべきである。
- (5) 当該国家の政治的独立と領土保全に干渉し、影響を与え、それに反する行動をしたり、または問題を起こしてはならない。
- (6) 時間的にも空間的にも限定されるべきである。
- (7) 政府が完全に欠けておりまた他の政府機構も存在していない無政府状態において、政治紛争のいずれの側にもつくことなく、その国の政治的調和の促進と援助をその目的に含めることがまた必要と判明するかも知れない。

「主要な加盟国」の章では以下のように書いている。安全保障理事会でのコンセンサスについての将来は、常任理事国の国内的発展と安全保障理事会外の他の重要な加盟国からの変化を求める圧力に最終的には依存する。国内状況、とくにロシア連邦と中国に大きな変化がなければ、常任理事国の中の現在のコンセンサスはかなり将来まで維持されるであろう。

ロシアの国連に対する現在の政策の背景となっている重要な諸点の中にはつぎのものがある。(1)ロシアの世界の中での新しい地位の模索、(2)旧ソビエト構成共和国とロシア自身の危機の克服、(3)民主主義諸国との提携関係の徐々の確立、(4)民主主義および市場経済への移行において共通の利益に結ばれたC I S諸国と協調政策を維持する願望、(5)南北間の摩擦の解決を含めて、途上国との関係の保持、(6)世界平和(global peace)を確保するための国連の利用と国連の平和形成(peace-making)役割の強化、(7)国連の諸機関が改革遂

行の重要な援助源であることを確保すること(ロシアは1992年以降 UNDP や国連活動計画および基金の「援助受け入れ国」の地位を有していた)。国連の援助は「ソ連解体後」(‘post-union’)の問題の克服と旧ソ連領土の安定・安全の維持にとって援助となる。例えば、平和維持(peace-keeping)における国連の経験は、C I Sの危機管理機構の展開に利用することができる。

中国については、侵略が赤裸々でありまた中国の利益が直接関連しない場合、中国は他の常任理事国が同意した決定に棄権するであろうとしている。また、常任理事国以外の国としては日本とドイツをとり上げて、安全保障理事会の常任理事国としての議席と関連して論じている。

「国連システムの改革」の箇所は次の章と共に多くのスペースが割かれている部分である。国連システムの改革は、(1)安全保障理事会、総会および事務局の主要機関、(2)機関相互の調整、(3)平和維持、および(4)財政、の4つの分野が中心となっている。

安全保障理事会に関して、今日の政治的現実を反映するようにその構成を変更することは、理事会のまた国連全体の信頼を高めるであろうとしている。また、理事会の手続と慣行——常任の国際職員、1月ごとの交替よりか長い任期の議長、諜報・情報サービス、および立案を助ける頭脳集団(think-tank)、の欠除——の変更が望ましいとしている。また、改正がなされなくとも、安全保障理事会は国連憲章の可能性を十分利用することによって「民主化」しうるのであるとして、以下の諸点を指摘している。(1)平和形成(peace making)もしくは制裁に関する理事会の常設委員会は、常任理事国候補国の参加を得て設立することが可能である(第29条)。(2)軍事参謀委員会は、とりわけその活動に関連づける可能性を見出すことにより活性化しうるのである。(3)地域的機関には地域の問題を理事会が扱っている際にオブザーバー資格が与えられる。(4)安全保障理事会と総会の役割をより一層明確に確定することができる。

総会については、毎年議題は150を越えているが、政府首脳の出席する秋

の総会では1ダース位の大きな問題に集中すべきである。主要委員会は7つから4つ——政治、経済・社会、行政・財政、および法律——に削減されるべきである。また、第1委員会よりも第5委員会に注意が払われるべきこと、総会議長の役割に注意を払うと共に任命よりも選挙によるべきことを提言している。

事務局については以下のような改革を提案している。(1)最も重要な改革として、事務総長代理(Deputy Secretary-General)が任命されるべきである。(2)事務次長は政府によって任命され、その任期は事務総長の同じであるべきである。また、事務次長は現在あまりにも多く、5人以下であるべきである。(3)特定国家への国家的「割当」(‘entitlement’)は止めらるべきであり、加盟国が有能な市民から指名すべきである。(4)募集、昇進、人物評価および訓練慣行の再検討と変更がなされるべきである。(5)検査長(Inspector-General)が必要である。(6)上部の決定をフォロー・アップするための24時間体制が事務局内部に確立されるべきである。(7)コンピューターおよび情報システムが近代化されるべきである。(8)事務局に十分な予算が与えられるべきであり、給与には競争原理が導入されかつ迅速に支払われなければならない。

機関相互の調整についてであるが、事務局、専門機関、政府、政府間組織およびNGOの間に調整の改善が必要とされる。調整の欠除の多くは主権的利益を維持しようとする加盟国に起因する。それに対する挑戦は、政府間の意思決定と活動の中により多く市民およびNGOをどのようにとり入れるかである。

平和維持については以下のように述べている。国連平和維持活動は増加し、費用は1990年の4億ドルから1993年の30億ドル以上に増えている。量的な拡大に加えて、平和維持そのものの概念が大きな変化を遂げている。伝統的に平和維持の任務は停戦の監視——現代世界の紛争は民族間(inter-ethnic)闘争の要素をとまなうことからもはや十分でない役割——に限られていた。民族紛争は、軍事活動に勝利を納めようとするのと全く異なる軍事活動であ

ることから、国連の平和維持(peace-keeping)にかならずしも相応しくない。ところで、ブートロス・ガリ事務総長は、*Agenda For Peace* において平和維持活動の強化を提言しているが、一方ロシアも以下のことにより平和維持活動は強化されるという立場にある。(1)平和維持活動と政治的解決の過程とを連関させること、(2)平和維持軍への指示を強化すること、(3)国連の早期警戒システムの機能において指導国の役割を増大させること、(4)財政上の問題を解決すること。そして、本冊子は、国連の平和維持の反応をより迅速にかつより確実にすること、限られたかつ信頼しうる強制的要素によってそれを拡大すること、また紛争地域を安定化させるためのより大きな努力にそれを統合すること、が可能となるべきであるとして、「世界が平和を望むとすれば、戦争を準備しなければならない」としている。

財政に関して以下のような提案が列挙されている。(1)加盟国は分担金を期限内に満額を支払わなければならない。(2)分担金は毎年1月末ではなくて4回分割して払われるべきである。(3)遅延した場合には利息が課されるべきである。(4)活動資金基金(Working Capital Fund)は2億ドルに倍増させるべきである。(5)平和維持の予算は単年度評価で支出されるべきである。(6)政府は自国の国家防衛予算から将来の平和維持費用を支出するよう考慮すべきである。(7)国連は借用する権限を与えられるべきではない。また、国連が、ECのように、独自の収入を得ることができるならば、より効果的なものとなるであろうが、ECは国連よりも超国家的な機構として考えられているという相違があるとしている。

「1990年代の重要問題」の箇所では、環境、核拡散、経済的・社会的問題、人権、および人道的援助、をとり上げている。

環境では次のように述べている。環境は近い将来国連の最も差し迫った問題となるであろうと多くの者が考えている。しかし、環境分野の国連の機構創設はほとんど始まっていない。1992年のリオ・デ・ジャネイロで開催されたUNCED会議は、開発と環境の保護の関連した問題を扱う機構的枠組で

ある「持続可能な発展に関する委員会(CSD)」を設立した。多くの挑戦が以下のようにCSDに待ち受けている。(1)持続可能な発展の概念はなお具体的な政策と計画に発展させなければならない。(2)持続可能な発展とは何かについてなんのコンセンサスもない。(3)いくつかのNGOはCSDが世界的な統制的(regulatory)団体となることを希望しているが、政府は望んでいない。(4)南はCSDを北による企てと見なしている。(5)アジェンダ21を履行する費用は年間6千万ドルを越えるであろう。(6)CSDは予算または他の機関や他の国連計画のガバナンスになんの支配も有していない。

核拡散では、国際原子力機関(IAEA)に関する3つの評価——称賛するもの、敵意を示すものおよび悲観するもの——について述べ、ついで1991年以降IAEAは安全を強化するために取っている措置について紹介を行っている。

経済的・社会的問題については、経済分野における国連の作業は、7カ国会議(Group of Seven)、OECDおよびGATT、世界銀行およびIMFのようなその附属的機関によってますますマージナルなものとなってきている、としている。経済社会理事会はその指示を遂行する手段を与えられていない。また、先進国を怒らすような方法で途上国は数的優位を使用して理事会を弱めている。経済的・社会的問題は冷戦期に非常に政治化されたが、その時以来この分野での国連の活動の権威を高める必要性の自覚が高まっている。

人権の箇所では、人権のための規範定立における国連の役割は最も成功したものの一つであるとしている。今日の問題は、国際人権基準が存在しないということではなくて、これらの基準の履行を確保するために国連が設立したメカニズムが上手く作動していないことである。しかし、人権委員会の内部は共産主義の崩壊以降大きく変化している。かつこのアフリカとラテンアメリカ諸国の堅い同盟は、多くの国が民主化するにつれて後退している。1993年のウィーンでの人権会議での提案は冷戦終結の反応であり、東西緊張は南北分裂にとって替えられた。南は北が国内問題に干渉するために人権を用いることを恐れている。しかし、国内の人権慣行について国際的審査を防止

する主権理論になお依存する国はますます孤立する。確かにあらゆる地域のあらゆる国が世界的基準に達することは容易ではないが、少なくとも最小限の共通分母は存在すべきであり、例えば拷問は普遍的に受け入れられないものとして見なされるべきである。

人道的援助について、武力紛争、民族的緊張、旱魃、飢饉、経済の崩壊や市民社会の悪化によって、1990年代では難民問題は緊急の課題となっている。冷戦終結以降、この点での経験は人道的援助だけが国内紛争の解決とならないことである。人道的努力は平和創造(peace-building)の明確で包括的な政治的概念と連関されなければならない。国連システムの活動上の実効性について基本的な再評価が必要である。

「結論」の部分は上記と重複するところもあるが、再確認のために要約しておこう。(1)世界は、いま、旧い2極秩序と新しい多極的世界との過度的な段階にある。新しい世界無秩序は世界共同体に国連をより実効的たらしめるための良き機会を与えている。(2)安全保障理事会におけるコンセンサスは近い将来にも有効であるが、常任理事国の国内政治発展に依存している。同様に理事会がこのコンセンサスで何を行うかが重要である。(3)冷戦終息後、人道的介入は、当該国家の同意の有無にかかわらず、国家の国内事項への干渉を構成しないものとして解釈されるに至っている。(4)しかし、介入する絶対的な権利はなく、国家は介入の時期に慎重でなければならない。限られた時間および場所において行われる集団的な行動である場合、人道的目的に基づく場合、また当該国家の政治的独立と領土保全に干渉し、影響を与え、それに反する行動を行いまたは問題を残すような危険をもたらしたりまた試みない場合、さらに政治的紛争のいずれの当事者にも影響を与えたりまたは加担するようにしない場合、人道的介入は国家主権と矛盾しない。(5)人道的援助だけでは政治的危機を終らすことができない。(6)国連のシステムは増大する責任に対応するには不十分であるが、新しい国連機構もしくは構造を創設する必要はない。事務総長は意義ある改革を行うための事務総長代理(Deputy

Secretary-General)を任命すべきである。(7)安全保障理事会の構成の変更が不可避であることにはコンセンサスがある。また、理事会の規模は、小さければより実効的な意思決定が可能であり、あまり拡大されるべきでないことについても広く合意されている。(8)財政上の改革がなければ、組織上の改革は無意味である。(9)国連の軍事的役割は増大しているが、既存の戦略的手続にとって代わる集団安全保障体制に関する一般的システムについての展望はない。(10)安全保障理事会は数10億ドルの緊急平和維持予算と前もって配置される待機軍(stand-by forces)を保有すべきである。(11)加盟国は人道的援助を与えまた平和維持活動で民間秩序を回復するための軍事的要員を提供するようますます義務づけられよう。加盟国は平和維持目的の軍隊をより多く準備し訓練すべきである。(12)国連は緊急事態を処理するために備わった唯一の機関である。地域的機関は、軍事力により裏打ちされておりまた中立的でないならば、実効的になりそうにない。(13)政治および安全上の問題が国連の中心的な機能に留まりそうである。環境および人道上の援助機構は揺籃期にあるが、また、国連内でのその重要性は増大するであろう。また、世界経済での国連の役割は周辺的(marginal)に留まりそうである。国連は、社会問題が紛争の主要な原因となっている場合、それに特別の重要性を与えるよう努めるべきである。(14)世界共同体は、一つの利用可能な普遍的機構を実効的にすること以外の他の選択の余地はない。

III

国連を評価する場合、国連の成立過程、国連憲章、および国連の実践過程の3側面にわたって分析する必要がある。その評価と位置に相違があっても現在のところ国連に替わる機構を設立すべきとの主張は現実性を有していない。かつて中国代表権問題が正常化していない時、中国は国連に代わる「第2国連」を主張したことがあったが、今日では安全保障理事会の常任理事国としての特権を保有している。本冊子も強調しているように、冷戦構造の

崩壊後の「国連の変容」には目を見張るものがある。国連創設後、半世紀が経過する中で、国際社会の構造は大きく変化し、当面する課題や価値感も大きく発足当時とは変化している。もっとも、戦争の違法化をはじめとする憲章の基本的な原則については今日においても妥当する重要な法的文書である。また、その他の規定においても、憲章は柔軟でダイナミックな文書であり、実践・運用面で変容させてきた。また、黙示的機能(implied power)の法理も援用されてきた。しかし、これらには自ら限界がある。

ところで、本冊子は、国連の種々の側面について分析し、提言も行っている。とりわけ、強調されているものの一つは、平和維持活動(PKO)の強化についてである。国連は、東西対立という冷戦の中で、平和の維持の問題については十分機能し得ないできた。憲章は、平和を確保するための方途として、紛争の平和的解決(第6章)、安全保障(第7章)および福祉(第9章)の三本柱に依拠しているといわれている。しかし、国連が原則としている安全保障としての集団安全保障機能が発動されない中で、「6章半」ともいわれるPKOが国連の実践活動の中で生み出されてきた。PKOは紛争の拡大を防止してきた側面は評価されるであろう。しかし、同時にコンゴ派遣の国連軍の事例のように種々の問題点も有している。さらに、「冷戦構造崩壊後」、それまで実践の中で築き上げられてきた「同意原則」や大国・利害関係国排除の原則などは弛緩し、またつき崩されてきている。歯止めを掛けると共に、平和強制(peace-enforcing)や平和維持(peace-keeping)と並んで平和形成(peace-making)や平和創造(peace-building)に基づく積極的な平和を強調することが肝要と考える。

また、上記のことと関連して、国際社会の声が国連に十分反映するような改革が必要である。現在、安全保障理事会改革論議がおこなわれている。第10回非同盟諸国首脳会議も、その最終文書において、「常任理事国に排他的、支配的な役割を認める拒否権は、国連を民主化するという目的に反し」であり、「国連加盟国の増加を反映し、国連加盟国のいっそう公平でバランスの

とれた代表制を促進するために、理事会の構成を再検討する⁽³⁾ことを求めている。同時に、国連総会の役割の強化について考慮することは極めて重要なことである。

(以 上)

(3) 『世界政治』1992. 10. 下, 参照。